

○涌谷町水道事業指定給水装置工事事業者の指定取消等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、涌谷町水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年涌谷町規程第2号。以下「規程」という。）第9条及び第10条の規定に基づき、給水装置工事の適正な施工を確保するため、涌谷町水道事業指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の指定取消し等に係る事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(処分等)

第2条 指定工事事業者が規程第9条各号に掲げる違反行為（以下単に「違反行為」という。）を行った場合の処分は、指定の取消又は停止のほか文章による注意又は警告とする。

2 前項の処分の決定は、別表の指定給水装置工事事業者の違反に関する基準により行うものとする。

3 前項において付された処分は、処分された日から2年を経過した日をもって消滅する。

4 同時に2以上の違反行為があったときは、当該違反内容ごとに規定する処分内容のうち最も重い処分を行うものとする。

4 指定を取消され、その取消の日から2年を経過しないものが給水工事の施工を行った場合は、永久に指定を受けることができない。

5 指定を停止され、その停止の日から2年を経過しないものが再度指定停止に該当する違反行為を行ったときは、指定を取り消すことができる。

(違反行為の調査、報告等)

第3条 上下水道課長は、指定工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行わなければならない。

2 上下水道課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該違反者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導しなければならない。

3 上下水道課長は、当該違反者からてん末書の提出を求めるとともに、指定業者違反行為調査兼報告書（様式第1号）を作成する。

(文書による注意)

第4条 上下水道課長は、違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意又は警告（様式第2号）を行うことができる。

(報告)

第5条 上下水道課長は、違反行為の内容を検討し、行政処分が必要と認められるときには、涌谷町水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、涌谷町水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）開催の可否について、意見を具申することができる。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第6条 管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者に対して、指定を停止する場合にあっては弁明の機会の付与し、指定を取消す場合にあっては聴聞の手続を行うものとする。

2 弁明の機会の付与にあっては、当該違反者に対し、弁明通知書（様式第3号）による弁明書の提出を求めるものとする。

3 聴聞の実施に当たっては、当該違反者に対し、聴聞通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

4 聴聞は上下水道課長が主宰する。

5 聴聞を終結したときは、上下水道課長は速やかに聴聞調書（様式第5号）、聴聞報告書（様式第6号）及び処分案を作成し、管理者に報告するものとする。

6 その他意見陳述のための手続きに関しては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）、涌谷町行政手続条例（平成 9 年条例第 1 号）に定めるところによる。

（委員会による審査）

第 7 条 委員会は第 3 条第 3 項の報告及び前条の内容その他必要と認められる事項等を考慮し、処分等について審査を行う。

2 委員会は、違反行為の内容に情状酌量すべき特段の事由があるときは、処分を軽減又は免ずることを審議できる。

（処分の通知）

第 8 条 管理者は、処分を決定したときは、被処分者に対して指定給水装置工事事業者処分決定通知書（様式第 7 号）により、当該処分等の通知を行うものとする。

2 管理者は、前項に規定する通知を行ったときは、速やかに告示及び必要な広報を行うものとする。

（処分の効果）

第 9 条 指定の停止又は取消しの処分を受けた指定工事業者は、当該処分期間中、涌谷町水道事業の給水区域内において新規に給水装置工事を施工することができない。ただし、当該処分の期日の開始の前日において既に施工しているものを除く。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第 10 条 管理者は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 2 5 条の 4 に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（令和 3 年 1 月 1 2 日決裁）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。